

平成17年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成17年3月4日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 総務文教常任委員会報告
- 第 7 産業建設常任委員会報告
- 第 8 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 9 報告第 2号 定例監査報告
- 第10 議案第 1号 中頓別町行財政改革関連条例の制定について
(行財政改革調査研究特別委員会委員長報告)
- 第11 議案第 2号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
(行財政改革調査研究特別委員会委員長報告)
- 第12 議案第 4号 中頓別町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(行財政改革調査研究特別委員会委員長報告)
- 第13 議案第 6号 中頓別町商業振興店舗近代化促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第15 議案第 2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第19 議案第 5号 中頓別町道路線の認定について
- 第20 議案第 6号 中頓別町道路線の変更について
- 第21 議案第 8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算
- 第22 議案第 9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算
- 第23 議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第24 議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算

- 第25 議案第12号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
 第26 議案第13号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
 第27 議案第14号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
 第28 議案第24号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
 第29 発議第1号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）
 第30 発議第2号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書（案）
 第31 発議第3号 職業紹介業務の民間開放に反対する意見書（案）
 第32 請願第1号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 小林生吉君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 産業建設課長 | 尾本導弘君 |
| 産業建設課参事 | 柴田弘君 |
| 産業建設課主幹 | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹 | 中原直樹君 |
| 保健福祉課長 | 石川篤君 |
| 保健福祉課参事 | 竹内義博君 |
| 教育次長 | 米屋彰一君 |
| 教育委員会主幹 | 藤井富子君 |
| 給食センター所長 | 菊地誠治君 |
| 出納室長 | 奥村文男君 |
| 天北厚生園長 | 千葉辰雄君 |

天北厚生園次長	家 入 隆 君
国保病院事務長	高 井 秀 一 君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	鳥 田 博 君
南宗谷消防組合 中頓別支署主幹	佐 伯 義千代 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	竹 内 輝 幸 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
保 育 所 長	遠 藤 美代子 君
こどもセンター長	平 中 静 江 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	高 井 水 脈 子 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成17年第1回中頓別町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した記事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において3番、山本さん、8番、村山さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告の件を議題とします。

議会運営委員会長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成17年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月25日、2月4日及び2月25日に議会運営委員会を開催しましたので、審査の内容を報告いたします。

1、会期及び議事日程について、本定例会の会期は平成17年3月4日から3月15日までの12日間とする。3月5日から12日までは休会とし、13日午後1時からサンデー議会として再開をいたします。3月14日は予算審査特別委員会のため休会とし、15日、再度再開をいたします。

2、会期日程について、3月4日は諸報告、条例、計画変更、町道路線の認定、廃止、平成16年度各会計補正予算、意見書、請願の審議をいたします。3月13日は、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問、予算審査特別委員会を議長発議で設置し、平成17年度各会計予算案を付託する。3月14日は、予算審査特別委員会を開き、平成17年度各会計予算案を審査する。3月15日は、本会議を再開して平成17年度各会計予算の採決後、意見書、その他議案の審議を行う。

3、本日の議事日程については、議事日程第1号のとおりである。

4、意見書、陳情、請願の取り扱いについて、食料・農業・農村基本計画見直しに関する意見書、所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書、職業紹介業務の民間開放に反対する意見書が発議されており、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。市

場化テストや給与構造見直しに反対する意見書の採択を求める陳情、陳情人、国家公務員労働組合連合会中央執行委員長、堀口士郎氏は、議長預かりとする。中頓別町農業協同組合代表理事組合長、栗野茂氏から提出された平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願は、石井議員、星川議員が紹介議員となっており、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

5、3月3日正午を告示期限とした一般質問の取り扱いと他会期日程などの調整のため、本日の本会議終了後議会運営委員会を開催する。

6、議場からのテレビ中継について、今定例会では3月13日午後1時から一般質問終了まで会議の様子を役場町民ホール及び町民センターのロビーテレビに配信をする。

本日の議会運営委員会報告は以上でございますが、なお議会運営委員会は3月1日、2日にかけて札幌市において視察研修を行いました。1日の日は、議会の活性化、議員定数と報酬、単独常任委員会制などについて、道町村議会議長会村川次長さんのご講演をいただきました。大変勉強になりました。翌2日は道議会の代表質問を傍聴して、今後の市町村合併や道州制に対する種々答弁を聞き、道政の現状と議会運営の実際を知ることができました。口頭ではございますが、大変有意義な視察研修であったことをご報告をいたしまして、委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了いたしました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月4日から3月15日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月15日までとすることに決しました。

お諮りします。委員会審査などのため、3月5日から3月12日までの8日間と3月14日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月12日までの8日間と3月14日は休会とすることに決しました。

お諮りします。3月13日は休日休会の日ですが、サンデー議会のため特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月13日は会議を開くことに決定しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、議長の一般報告の件を議題とします。

議長としての報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、町長一般行政報告の件を議題とします。

町長から申し出はございませんけれども、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎総務文教常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第6、総務文教常任委員会報告の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○総務文教常任委員長（村山義明君） 所管事務調査報告。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

日時、平成17年2月21日午前10時～11時20分。

場所、議場。

調査項目、老人ホーム「長寿園」の改築について。

調査経過、本件については、主に竹内保健福祉課参事、中原産業建設課主幹が説明した。長寿園施設改修拡張事業は、昨年12月24日、事業主体となる社会福祉法人南宗谷福祉会（太田一穂理事長）から設計業務、増改築工事の発注、契約、監督、検査に至るまでの一切を町で行うよう要請があり、町側もこの要請を承諾。12月28日に開催された2回目の施設改修拡張事業計画検討委員会では、設計業者の選定を指名プロポーザル（技術提案）方式で行うことを決めている。今年1月7日、1回目のプロポーザル審査委員会が開かれ、委員長に上浦裕司長寿園施設長を選出。プロポーザル業者の応募要領や提案事項、評価基準が決定された。指名設計業者5社のヒアリングを経て、2月9日に開催された第2回審査会で第一位となった株式会社日本工房を特定、2月22日に設計見積合わせが行われるとの説明であった。

町側から指名設計業者に対する提案事項は次の2点であった。①、基本方針、設計条件に基づく養護老人ホームの増改築及び既存施設のあり方、②、増築及び既存施設の省エネルギー化、ランニングコスト削減を提案すること。また、設計条件には主に次のことが提示されていた。養護老人ホームは、既存施設の居室・現行1室2人部屋を個室とする。増築施設の居室を個室とし、一部夫婦部屋にできる構造とする。ただし、ユニット型の形態はとらない。増築の規模は750平方メートル、概算で平方メートルあたりの単価は26

万円である。その他に既存、増築分とも予算の範囲内で衛生・給湯設備、断熱などの工事が行われる予定であることが明らかにされた。基本設計は今年5月下旬、実施設計は7月下旬までに終了し、建設工事は8月中旬に着手され、増改築すべての工事が完了するのは平成18年7月下旬の予定である。

調査の結果又は意見、プロポーザル設計条件は基本的に容認できると判断するが、今後現場で働く職員、入居している高齢者の意見・要望などを把握して設計等に反映すべきである。

以上、報告といたします。

○議長（石神忠信君） これにて総務文教常任委員会報告は終了しました。

◎産業建設常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、産業建設常任委員会報告の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

石井さん。

○産業建設常任委員長（石井雄一君） 所管事務調査報告書。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

記、日時、平成17年2月28日午前9時30分～午後4時5分まで。

場所、猿払村、松音知現地、議場。

調査項目、家畜糞尿処理施設の性能調査について。

調査経過、はじめに、類似施設である「猿払村堆肥センター」を視察し、同村担当者から説明を受けた。午後から家畜糞尿処理施設（中山間地域総合整備事業集落環境管理施設）を現地視察し、発注者である宗谷支庁担当者から施設整備の概要、堆肥化のしくみなどについて説明を受けた。午後2時30分から議場で事務調査を行い、工事発注方法、性能保障条件、施設譲与及び条例制定のスケジュールなどについて町提出の資料に基づき柴田参事が説明した。説明によると、これまでのところ同施設の利用農家は11戸であり、当初計画の17戸を大きく下回り、施設の処理能力に年間約8千トンの余力が生じることが明らかになった。当初2月28日の工期は3月25日に変更されており、性能試験を行う状況には至っていなかった。支庁の工事検定は3月28日に実施され、翌29日に町から財産譲与申請が行われた後、契約、受領に至る予定である。譲与を受けた施設は、4月から本町が管理する予定であるが、いまだ運営母体が決まっておらず、設置及び管理に関する条例案も示されなかった。

これら町側の説明に対し、運営母体、性能試験の確認、運営コストの年間3千万円以内の実現を危ぶむ意見が多く出された。

調査の結果又は意見、家畜糞尿処理施設は処理能力に相当の余力があり、現在利用を決めている農家以外にも積極的な利用を働きかけるべきである。また、運営母体の中に農業

団体（JA）の参加を求め、しっかりとした組織とすべきである。行財政改革の流れの中で、運営事務局は極力民間に任せるべきである。性能試験で実際に諸条件をクリアした実証が得られない限り、施設の引渡しには応じるべきでないと判断する。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて産業建設常任委員会報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 日程第8、報告第1号 例月出納検査報告の件を議題とします。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、ごらんの上、ご了承願います。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 日程第9、報告第2号 定期監査報告の件を議題とします。

本件につきましてもお手元に印刷配付のとおりですから、ごらんの上、ご了承願います。

◎議案第1号並びに議案第2号、議案第4号、議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第1号 中頓別町行財政改革関連条例制定の件、日程第11、議案第2号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第12、議案第4号 中頓別町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第13、議案第6号 中頓別町商業振興店舗近代化促進条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について行財政改革調査研究特別委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○行財政改革調査研究特別委員長（宮崎安史君） 行財政改革調査研究特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成17年3月4日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

行財政改革調査研究特別委員会委員長、宮崎安史。

行財政改革調査研究特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、1、件名、議案第1号 中頓別町行財政改革関連条例の制定について、審査の結果、原案可決。ただし、これにつきましては、附帯決議が付されておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

中頓別町行財政改革関連条例に対する附帯決議。

町は、本条例の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

1、ごみ処理手数料の大幅な引上げは、住民の負担増に直結することから、条例の周知、

説明を十分に行い、施行時に混乱をきたさないよう努めること。また、ごみの不法処理防止対策を実施すること。今後ともごみ処理業務に係る経費節減に努めるとともに、粗大ごみの有料化など、さらに住民に負担増を求める場合は町として説明責任を確実に果たすこと。

2、町行政全般にわたる各種事務事業、補助金見直し結果が本条例に反映されていると判断するが、一部には補助金の削減の取り組みが甘い部署も見受けられるので、首尾一貫した行財政改革を実施すること。

3、町財政はかつてないほど厳しい状況に直面しており、現状の行政コストを検証し、前例にとらわれることなく業務のあり方を見直すこと。

4、今後の行財政改革の取組にあたっては、情報公開と町民参加を積極的に進め、民間委託をはじめとする公務の民間開放を推進すること。

以上決議する。

平成17年2月25日、行財政改革調査研究特別委員会。

町は、この条例の施行に当たり、これを尊重されますことをお願い申し上げます。

事件番号2、件名、議案第2号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

事件番号3、件名、議案第4号 中頓別町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

事件番号4、件名、議案第6号 中頓別町商業振興店舗近代化促進条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 中頓別町行財政改革関連条例、議案第2号 中頓別町税条例の一部を改正する条例、議案第4号 中頓別町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例、議案第6号 中頓別町商業振興店舗近代化促進条例の一部を改正する条例を一括採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は、原案可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。

2ページでございます。中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定する。

地方公務員法の改正により、地方公共団体の長は地方公共団体の人事行政運営における公平性、透明性を確保するため、職員の任用、給与等の状況や公平委員会の情報を住民に公表されることとされました。改正された地方公務員法では、人事行政の運営等の状況の公表では任命権者は条例で定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定及び利益の保護など、人事行政の運営の状況を報告しなければならないということが地方公務員法第58条の2で定められました。

同じく、この2項では、人事委員会または公平委員会は、条例に定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し業務の状況を報告しなければならないということと、3項で地方公共団体の長は前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年第1項の規定による報告をまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならないということにされました。

したがって、本条例は、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえて、今回その条例案を新たに提案するものであります。

条例案について説明をいたしますが、読み上げます。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告の時期）

第2条 任命権者は、毎年5月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の

第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
 - (2) 職員の給与の状況
 - (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (5) 職員のサービスの状況
 - (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
 - (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (8) その他町長が必要と認める事項
- (公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年5月末までに、町長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 - (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (公表の時期)

第6条 町長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年6月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネット又は広報誌を利用して閲覧に供する方法

2 前項第1号の閲覧所は、中頓別町役場とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附則ですけれども、この条例は、平成17年4月1日から施行するというものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 質疑ではないのですけれども、第3条の職員の括弧から中間に括弧入って、また括弧、以下同じまでの意味がよくわからないのです。もう少しわかるように説明していただければありがたいなと思うのです。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 臨時的に任用された職員、要するに町が今まで臨時職員、臨時職員と言っている職員、それから非常勤職員、そういった方々についてはこの条例を適用しませんということです。簡単に言えばそういうことです。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の条例改正につきましては、平成16年9月に定例議会で道条例の改正に伴い町条例の改正をいたしました。道から示された新旧対照表の一部に改正漏れがあったことから、今回その改正漏れの部分を改正するものでございます。

それでは、本文を朗読し、説明といたしたいと思います。次のページをお開きください。
重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。
重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年中頓別町
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、尾本産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例。

中頓別町水道事業条例（昭和34年中頓別町条例第14号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別表1の改正でございます。今回の条例改正につきましては、水道使用料金の用途の内容について改正するものでございます。

10ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。別表第1、附記事項の改正でございます。1号の家事用の一世帯の家庭のみを家庭のみに改めるもの。

次に、5号ですけれども、浴場用の共同浴場を削除いたしまして、老人福祉施設を新たに加えるものでございます。なお、老人福祉施設長寿園では浴場での使用量が多いことから、浴場用として賦課をしておりましたが、今回明確化するものでございます。さらに、共用栓の実態がないことから、共用栓を削除するものでございます。

附則、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定であります。

中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正については、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成15年5月30日にそれぞれ公布されまして、公布の日から起算して2年以内に政令で定める日から施行されることになっております。それに伴って、今回中頓別町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

それで、きょうお配りしております資料に基づいて前段説明をさせていただきます。中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定ということで、1枚物できょうお配りしたものであります。

今回の改正の要点です。2点あります。一つは、町教育委員会と枝幸警察署との間に児童生徒の非行情報を共有し、非行防止を図ることを目的とする協定を締結するに当たり、適切な取り扱いを期するため規定の整備を行うということが1点であります。

もう一点ですが、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行による規定の整備であります。平成17年4月1日施行ですけれども、その法律の施行による規定の整備であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は国の行政機関を対象とするものですが、平成15年6月16日付総務省政策統括官通達により、地方公共団体においても個人情報保護条例の見直しについて努めるよう通知がありました。それに基づいて今回の規定の整備を行うものであります。

それで、何点がポイントがあるのですが、一つは国がどういうことを求めているのかということ、それから国が求めている項目とその内容、そして現在中頓別町の個人情報保護条例がどうなっているのかということと国が求めている内容に対して町としては今回どういう項目を条例改正するのかということをもとめた表がこれであります。

それで、一つは、保護の対象とする個人情報の拡大、国が求めている項目ですけれども、電子計算機で処理している個人情報のみを対象としている例があると、それ以外の手書き処理のものも対象とすべきと、個人情報の拡大についてはそういうことを国が求めています。これに対して、中頓別町の条例ではどうなっているのかということです。これは、従前より文書、図画及び写真並びに電子計算機による処理に使用される磁気ディスク、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものすべてを規定していると。ですから、今回の国が求めていることについては、既に中頓別町の個人情報保護条例の中では規定がされているということになります。したがって、改正の必要はないということになります。

次に、条例対象機関の範囲の見直し、地方公共団体には幾つかの機関がありますが、すべての機関を条例の対象とすべきでないかという国の求めです。現状では、従前より教育委員会など各種委員会等もこの条例では対象にしておりますので、今回は条例の改正は必要ありません。

本人関与の仕組みの充実であります。目的外利用の停止請求などについては、従前より停止請求権、訂正、削除等の規定は既に中頓別町の条例では整備済みでありますので、今回改正は必要ありません。ただし、開示の方法について中頓別町としては国の指導に基づいて、開示方法について国に準じて規定の整備を行うというものでありまして、裁量的開示、個人情報の存否に関する情報について条例改正をするということになります。

次に、苦情処理、不服申し立て制度等の充実であります。中頓別町の条例では従前より苦情処理、不服申し立てに関する規定は整備済みでありますので、今回の条例改正は必

要ありません。

外部委託に関する個人情報保護措置の整備についてですが、これについても従前より整備済みですので、改正の必要はありません。

次に、個人情報の漏えいに対する罰則についてであります。国では守秘義務違反に加え、罰則を規定するということですが、今回は個人情報保護に万全を期するため、中頓別町個人情報保護条例を国に準じてこの規定の整備を行うというものであります。

次に、オンライン禁止規定の見直しであります。ネットワークを活用した情報処理が不可欠となっているが、一部機関にこれをすべて禁止した規定が見られるということですが、中頓別町では従前より公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないという条件でオンライン結合を認めると規定しておりますので、これについては条例改正の必要はないというものであります。

したがって、何点かアンダーラインをしたところが今回の条例改正の部分であります。

それで、17ページであります。余り長くないので、読み上げたいと思います。

中頓別町個人情報保護条例の一部を次のとおり改正する。

第11条第1項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加えると。これは、前段町教育委員会と枝幸警察署の関係で申し上げましたが、そのことであります。

第4号です。公衆衛生、児童の健全育成に特に必要があると認めて利用し、又は提供するときを加えます。

次に、第18条の次に次の2条を加えると。

裁量的開示であります。

18条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第18条の3、個人情報の存否に関する情報であります。開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるというものであります。

次、第6章、罰則であります。これは、国に準じて行うものであります。第57条、実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託等を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以

下の罰金に処する。

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第46条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

この条例は、平成17年4月1日から施行するというものでありまして、新旧対照表18ページ以降20ページまでに添付をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 1点。この個人情報保護条例がここにも書かれているように教育委員会等も対象としているということなのですが、先日ちょっと聞いたところによると、1年生入学の許可証を出しておりますよね、教育委員会の方から新しく1年生に入る人に。それが役場関係の人には裸で私書箱だとか机の上に置いてあったということを知ったのですけれども、ほかのところには郵送で来ていましたということなのだけれども、その辺個人情報のあれに当たるのかどうか、やっぱり情報のあれになるから保護条例に当たると思うのだけれども、その辺町の方で何か言われていませんか。その辺どう考えているか。保護条例に当たるのか当たらないのかをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 申しわけありません。事実関係ちょっとはっきり確認はできないのですが、役場職員で確かに外部というか、そこには裸ではなく封筒に入れたということで聞いておりますが、その事実関係はちょっとわからないのですが、もしそういうことがあれば今後十分気をつけていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積明君） 今回の、国もそうですけれども、この条例改正に伴って、個人の情報の管理をしっかりしていかなければならないということになります。この間からテレビでも報道されているとおり、民間もそのような個人情報については取り扱いが大変厳格だとか、厳しくなるということも考えますと、当然行政として、実施機関としてこれら個人情報をしっかり条例に違反しないでどう扱うかということが重要なポイントだというふうに考えます。したがって、我々職員、この個人情報保護条例の取り扱いなどについてこの後研修会などを開きながら、どういうものが個人情報に当たって、どういうものがこの条例に違反するのかということなども含めて、研修会を開催しながら条例違反になら

ないような体制をとっていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 今まだ個人情報の保護に合うのかどうかというのはあれですけども、多分大体のものはみんな個人情報だと思うのです。なぜそう言われたかという、ほかのところには郵送で行っていて、入学を許可しますという通知が来たのだけれども、その人たちはわからなかったと。そうしたら、役場の私書箱というのですか、各出先のところに入っていたということだったので、そうすると情報もそういう形でいくとだれが見るかわからない部分もあるし、また一緒に届いていないわけでしょう。時期がずれるわけですから、そういうことのないように、多分2人か3人ぐらいなので、70円、80円の切手が痛ましいということではないと思うので、そういうのは郵送でちゃんとやるようにこれからしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 罰則についてなのですけども、今条例を見てもちょっと出てこない、まずここで正当な理由がないのに提供した場合ということなのですけども、考えようによってはどこまでが正当な理由があるのかわからないのかという問題もきっとあると思うのです。これが実施機関以外に正当な理由がない場合というのはわかりやすいのだけれども、例えば実施機関の中でも正当な理由がないのにといいことも考えられるのかなというふうにちょっと思うので、だれに対して正当な理由がないのにといつているのかなと。関係機関あるいは関係機関外、双方というふうに解釈したらいいのか。そこら辺説明していただきたいのと、それから罰則等に関して、ではだれが一体これを判断するのかというのが、中身を精査して、では2年以下の懲役あるいは100万円以下の罰金、だれが判断するのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 正当な理由というのはだれに対してなのかということだと思いますが、例えば職員が業務上関係ないのにネット上で個人情報を興味本位に見るだとか、あるいは引き出したりして業務以外に提供したりするというのも、万が一というか、ないわけではないと思います。こういうネット社会ですから、この間も小泉総理の年金情報を社会保険庁の職員が何百人も見ていたということもあります。そういう面からすると、職務上全然関係のない職員がそういうことも起こり得るという、そういうことを防ぐ必要はあるということだと思います。

それから、罰則そのものは、最終的には裁判所が判断するということになるかと思いません。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○8番（村山義明君） こういう情報が漏れたとか、インターネットで見ているとか、そういうような状況をだれに言ったらいいのですか。担当するというか、窓口はどこになる

のですか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 審査会ですとか、当然前に個人情報保護条例あるいは公開条例などを定めたときに審査会などをその中で定めております。したがって、そういう面からすると、実施機関においては、例えば役場においては、町においては当然その窓口というのは総務課になると思います。あるいはそれぞれの実施機関がありますので、例えば教育委員会もそうですし、議会もそうですが、そういう面での窓口というのはそれぞれの行政機関ということになると思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 日程第18、議案第4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 11ページになります。議案第4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成12年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件は、平成16年度起債計画、過疎対策事業債において変更の必要がある事業について道知事と過疎地域自立促進市町村計画の変更を協議しておりまして、2月2日にその協議が調いましたので、今回議会の議決を求めるものであります。

12ページです。内容は、施策区分の変更による事業の削減と追加でありまして、区分、産業の振興、事業内容で家畜糞尿有効利用施設整備事業調査設計、家畜糞尿有効利用施設整備を変更前は事業名、(4)、地場産業の振興、試験研究施設としているものを変更後において(3)、事業名、経営近代化施設、農業に変更するものでありまして、事業主体の変更はありません。

次に、事業の追加では、区分、医療の確保、事業名、(1)、診療施設、病院で、事業内容は病院施設大規模改修事業、機械設備工事、建築主体工事、電気設備工事、屋上防水工事であります。事業主体は町であります。

13ページは、参考資料としてこれは添付させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号並びに議案第6号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第19、議案第5号 中頓別町道路線の認定の件、日程第20、議案第6号 中頓別町道路線の変更の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第5号 中頓別町道路線の認定について、議案第6号 中頓別町道路線の変更について、両議案とも尾本産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第5号 中頓別町道路線の認定について、議案第6号 中頓別町道路線の変更についてご説明申し上げます。

認定路線につきましては、路線番号205番、金庫の沢線につきましては、中頓別弥生線の道路改良に伴い、新規認定。

路線番号206番、松音知8号線につきましては、上駒松音知線の道路改良工事に伴いまして旧道の一部を新規認定するものでございます。

変更路線につきましては、路線番号19番、寿平太郎橋線、路線番号24番、藤井1号線、路線番号77番、小頓別団地線は、地籍調査による起点または終点の枝番の設定による変更でございます。

また、路線番号32番、川向敏音知線は、上駒松音知線道路改良に伴う起点、延長及び用地幅員の変更を行うものでございます。

路線の位置でございますけれども、皆様のお手元に配付してありますけれども、路線番号19番、寿平太郎橋線は国道275号、和泉橋から平賀内川には沿って平太郎に抜ける道路。路線番号24番、藤井1号線につきましては、町道藤井原野線の藤頓橋から中頓別上駒線を横断いたしまして、小又宅に向かう道路であります。路線番号32番、川向敏音知線は、松音知の大浦宅から敏音知の姉齒義宣宅を通って国道に抜ける道路でございます。路線番号77番、小頓別団地線につきましては、小頓別団地から上頓別音威子府線に抜ける道路でございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。議案第5号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

整理番号205、路線名、金庫の沢線、供用開始の区間、起点、字旭台301-2、終点、字弥生159、延長720.00メートル、用地幅員、最大28.24メートル、最小10.70メートル。

整理番号206、松音知8号線、供用開始の区間、起点、字松音知219-4、終点、字松音知40-25、延長263.00メートル、用地幅員、最大22.78メートル、最小13.46メートルでございます。

次に、議案第6号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

1、変更前の路線、整理番号19、路線名、寿平太郎橋線、供用開始の区間、起点、字寿113、終点、字寿81-3、延長1,083.80メートル、用地幅員、最大で8メートル、最小7.50メートル。

整理番号24、路線名、藤井1号線、供用開始の区間、起点、字藤井17-1、終点、字藤井6、延長863.60メートル、用地幅員、最大10.90メートル、最小で8.00メートル。

整理番号32、川向敏音知線、供用開始の区間、起点、字松音知61-2、終点、字敏音知34-1地先、延長5,617.25メートル、用地幅員、最大23.00メートル、最小9.00メートル。

整理番号77、小頓別団地線、供用開始の区間、起点、字小頓別36、終点、字栄41、延長4,929.78メートル、用地幅員、最大37.80メートル、最小7.18メートル。

2の変更後でございます。整理番号19につきましては、寿平太郎橋線で、供用開始の区間、起点、字寿113-1、終点、字寿81-3、延長1,083.80メートル、用地幅員、最大7.00メートル、最小6.00メートル。

整理番号24、藤井1号線、供用開始の区間、起点、字藤井17-1、終点、字藤井6-1、延長863.60メートル、用地幅員、最大10.90メートル、最小8.00メートル。

整理番号32、川向敏音知線、供用開始の区間、起点、字松音知208-1、終点、字敏音知34-1地先、延長5,847.70メートル、用地幅員、最大24.10メートル、最小9.10メートル。

整理番号77、小頓別団地線、供用開始の区間、起点、字小頓別36-1、字栄41、延長4,929.78メートル、用地幅員、最大で37.80メートル、最小7.18メートルです。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 今の説明の中で、整理番号77番の小頓別団地線、これはどういうふうになっているのか。変わったというのは供用開始区間で36から36-1となったところが変わっているのですけれども、これはどういう意味なのですか。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 路線番号77、小頓別団地線の起点でございますけれども、地籍調査によりまして枝番がつきましたので、36の1筆地番から36-1という枝番がついたことによる変更でございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 中頓別町道路線の認定及び議案第6号 中頓別町道路線の変更について一括採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町道路線の認定及び議案第6号 中頓別町道路線の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条では歳入歳出の補正で、既定の歳入歳出の予算額に歳入歳出それぞれ2億1,084万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,784万1,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の設定、第3条では地方債の補正を行っております。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。繰越明許費では、第6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名は中頓別地区担い手育成草地整備改良事業、事業費1,437万5,000円を繰越明許費とするものであります。事業は、草地整備改良100.2ヘクタールで、事業費5,750万円のうち参加者負担金25%分を繰越明許費とするものであります。

第3表、地方債補正であります。追加分として、起債の目的、減税補てん、限度額260万円、起債の方法、証書借入れ、利率5%以内、償還の方法、償還は元利均等半年賦とし、償還期間は20年のうち据え置き期間3年とする。ただし、繰上償還もできるものとする。利率見直し方式とする。

次に、起債の目的、地域再生事業、限度額1,300万円、起債の方法、証書借入れ、利率5%以内、償還の方法、償還は元利均等半年賦とし、償還期間は15年以内のうち据え置き期間は3年以内とする。ただし、繰上償還もできるものとするというものであります。

次に、地方債の変更であります。起債の目的、辺地対策事業債は、限度額の変更で、変更後における限度額を140万円減額して9,800万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、過疎対策事業債であります。限度額の変更でありまして、変更後における限度額を6,680万円減額して1億8,320万円とするものであります。起債の方法、利

率、償還の方法に変更はありません。

一般単独事業でも限度額の変更でありまして、変更後における限度額を330万円減額して4,110万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、一般公共事業は、変更後における限度額を2,600万円増額して6,480万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

続いて、公有林整備事業ですが、公有林整備事業は限度額の変更で、変更後における限度額を全額減額するものであります。

次に、6ページになります。減税補てんでありまして、限度額の変更はありませんが、内容において平成7年、8年借りかえ分に変更するものであります。起債の方法、利率に変更はありませんが、償還の方法で償還は元利均等半年賦とし、償還期間は10年とする。ただし、繰上償還もできるものとするという内容でございます。

次に、23ページ、事項別明細書から説明を申し上げます。23ページをお開きください。今回の補正につきましては、多くは人件費、物件費、あるいは事業に係る既定予算の不用額を精査して減額するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では883万4,000円を減額して、補正後の予算額を5億5,907万3,000円とするものであります。内容は、7節の事務補助者賃金6万7,000円の追加以外は、1節報酬から19節の負担金補助及び交付金は予算の精査、予算節減等により不用が見込まれる額を減額するものであります。なお、19節の2町合併協議会負担金417万8,000円の減額は、当初予算の追加で1,017万1,000円を計上しておりましたが、猿払村の加入、その後協議会解散により負担額の精算が生じたため、減額するものであります。

3目文書広報費では、普通旅費、広報印刷費、研修会負担金の不用額合わせて93万円を減額するものであります。

24ページになります。4目財産管理費では340万9,000円の減額で、内容は9節旅費から19節負担金補助及び交付金の不用額ですが、その中で庁舎光熱水費、燃料費が約100万円減額、15節工事請負費は入札減によるもののほか、公用車車庫設置工事の一部執行をしなかったことによるものであります。

5目企画費では135万5,000円の減額ですが、内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金の不用額で、委託料、フラワールート実行委25万円は未執行による不用を生じたほか、これは実行委員会は経費をかけないで開発跡地に花壇を造成したという内容であります。19節では、環境基本計画策定支援事業補助金、当初100万円でしたけれども、50万円減額するものであります。地方バス路線維持対策費補助金については、29万9,000円減額によるものであります。

25ページ、7目交通安全対策費では、交通指導員報酬の不用額3万9,000円を減額。

9目バス転換関連施設維持管理費では、主に光熱水費等の節約による不用額で55万7,000円を減額。

10目いきいきふるさと推進事業費では、対象者の減により不用額45万円を減額。

11目地域間交流費では、大崎上島町訪問町民研修交流経費4万8,000円の不用額を生じたので、減額するものであります。

26ページ、13目情報推進費では、地域イントラネットシステム保守管理委託料、当初161万8,000円の計上でしたが、45万円の不用額が生じますので、それを減額するものであります。

14目一流の、中頓別づくり推進事業費は500万円を減額するものですが、これは該当事業がなかったことによる減額であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では5万4,000円の減額で、選挙管理委員会費の旅費、選挙啓発費、需用費の不用によるものであります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では4万9,000円の減額で、経費節減によるものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では16万8,000円の減額で、20節扶助費の福祉灯油助成金の不用額を減額するものであります。

2目老人福祉費では、老人福祉施設措置費の不用額36万円を減額するものであります。

27ページになります。重度心身障害者特別対策費では、重度心身障害者医療費の不用額を500万円減額。

7目地域福祉対策事業費では73万円の減額で、内容は老人単身者住宅緊急通報システム委託料の不用額13万円の減額、重度肢体不自由者等交通費助成金の不用額60万円を減額するものであります。

2項児童福祉費、1目児童措置費では33万6,000円の減額で、南宗谷子ども通園センター負担金7万1,000円、児童手当26万5,000円の不用額をそれぞれ減額するものであります。

4目保育所費では44万円の減額で、各節における経費の節減による不用額をそれぞれ減額するものであります。

5目こどもセンター費では8万7,000円の減額で、旅費、研修費負担金の不用額を減額するものであります。

28ページ、7目児童クラブ費では、旅費の不用額1万4,000円を減額。

8目地域子育て支援センター費では、子育て支援講座講演報償費6万2,000円、普通旅費3万5,000円の不用額合わせて9万7,000円を減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、7節賃金から19節負担金補助及び交付金の不用額269万5,000円を減額するもので、主なものは事務補助者賃金46万8,000円、ごみ収集業務委託料100万円、合併浄化槽設置整備補助金104万円をそれぞれ減額するものであります。

6目病院費では36万7,000円の補正で、24節投資及び出資金、医療器械器具購入費36万7,000円を計上するものであります。

29ページです。8目老人保健費は59万7,000円の減額で、7節賃金、産休代替栄養士賃金61万9,000円の不用、11節需用費では被服費2万8,000円の不用、18節では下肢筋力測定器購入費として5万円を計上。

11目健康づくり事業費では、8節報償費15万円の不用額を減額するものであります。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費では、緊急地域雇用創出特別対策推進事業委託料の不用額46万円を減額。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では1万5,000の減額で、会長交際費、各種会議負担金の不用額を減額いたします。

2目農業振興費では38万5,000円の減額であります。内容は、19節負担金補助及び交付金で北海道土地改良事業団体連合負担金（事業費割）19万2,000円を追加、同連合負担金（会員割）1万円減額、中山間地域等直接支払制度事業交付金56万7,000円を減額するものであります。

次、30ページになります。3目畜産業費では170万1,000円の追加補正で、内容は8節報償費、9節旅費、13節委託料でそれぞれ不用額を減額、19節負担金補助及び交付金では乳牛共進会出場負担金を10万5,000円減額、同節で担い手育成草地整備改良事業分担金で248万5,000円追加するものであります。

4目有害鳥獣駆除対策費では、有害鳥獣捕獲報償費、有害鳥獣駆除業務委託料で62万1,000円の減額。

5目農業基盤整備事業費では、15節工事請負費、農業用施設維持補修工事の不用額41万1,000円を減額するものであります。

7目中山間地域等直接支払制度推進事業費では15万3,000円の減額で、7節賃金で19万2,000円の不用、9節旅費で3万2,000円、11節需用費で7,000円をそれぞれ追加するものであります。

2項林業費、1目林業振興費では443万円の減額で、7節賃金から19節負担金補助及び交付金までの各節において不用額を精査し、減額するものであります。

31ページ、2目林道費では713万8,000円の減額で、7節賃金から15節工事請負費の各節において事業完了により不用額を精査して減額するものであります。

32ページ、3目地域森林管理市町村推進事業費では12万円の減額で、7節賃金から12節役務費の各節における不用額を減額するものであります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では100万円の減額で、内容は商工振興資金貸付金の不用額を減額するものであります。

2目観光費では41万9,000円の減額で、9節旅費から19節負担金補助及び交付金の各節における不用額を減額するものであります。

4目ファームパーク費は、9節旅費の不用額3万円を減額。

33ページになります。5目ピンネシリ温泉管理費では6万3,000円の減額で、12節役務費と13節委託料の不用額を減額するものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では228万円の減額で、内容は11節需用費で街路灯電気使用料節減のための街路灯解約工事として22万3,000円を計上、12節役務費では自賠責責任保険料1万6,000円を追加する以外は電話料等の不用額を精査して16万2,000円を減額するものであります。以下、13節委託料から17節公有財産購入費までの各節における不用額を精査して減額するものであります。

34ページ、2目橋梁維持費では、7節賃金、11節需用費、16節原材料費の不用額として13万1,000円を減額するものであります。

3項河川費、1目河川総務費は34万2,000円を減額、7節賃金、13節委託料、14節使用料及び賃借料の不用額を減額するものであります。

4項公園費、1目旭台公園費では、管理委託料の3万円の不用額を減額。

35ページになります。5項住宅費、1目住宅管理費は35万7,000円の減額、需用費、役務費のそれぞれの不用額を減額するものであります。

2目住宅建設費では、19節、住宅建設促進助成金、住宅建設促進事業貸付金、廃屋解体撤去補助金、融雪施設設置助成金合わせて378万7,000円の不用額を減額するものであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費は、19節負担金補助及び交付金の減額でありまして、内容については52ページの消防費をご参照いただきたいと思います。南宗谷消防組合の負担金207万7,000円を減額するものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、旅費、交際費の不用により11万1,000円を減額。

2目事務局費では786万円の減額で、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金の各節における不用額を減額するものであります。

36ページ、3目住宅管理費では、教員住宅小破修繕料50万円の不用額を減額。

2項小学校費、1目学校管理費では60万8,000円の減額で、7節賃金から18節備品購入費の各節における不用額を減額するものであります。

37ページ、2目教育振興費は142万円の追加補正で、内容は11節需用費で教師用の指導書の購入経費として184万円を計上いたします。印刷製本費で10万円の不用額がありますので、それを減額いたします。18節備品購入費で14万円の不用額と20節扶助費で18万円の不用額をそれぞれ減額するものでありまして、合わせて142万円を追加補正するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費では127万2,000円を減額、7節賃金から14節使用料及び賃借料の各節における不用額を減額するものであります。

2目教育振興費では42万8,000円を減額、11節から20節の各節における不用額を減額いたします。

38ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費では98万1,000円を減額、1節報酬から27節公課費の各節における不用額をそれぞれ減額するものであります。

39ページ、2目町民センター費は、報酬、役務費の不用額合わせて15万5,000円を減額するものであります。

3目社会教育施設費は、報償費、旅費、役務費の不用額合わせて17万2,000円を減額。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、報酬から負担金補助及び交付金の各節における不用額87万2,000円を減額するものであります。

40ページになります。2目山村プール費は、需用費、工事請負費の不用額合わせて17万3,000円を減額。

3目ふれあいスポーツ広場費は、需用費、役務費の不用額合わせて15万8,000円の減額であります。

4目寿野外レクリエーション施設費は、需用費、役務費合わせて33万5,000円の減額。

11款災害復旧費、1項農業水産施設災害復旧費、1目農業水産施設災害復旧費は、13節の委託料で100万円の不用額を減額するものであります。

次に、12款公債費、1項公債費、1目元金では、地方債償還元金3,704万円を減額いたします。

42ページになります。2目利子では1,178万5,000円の減額で、内容は平成15年度借入れ分利子1,401万3,000円を減額、一時借入の利子207万8,000円を追加、繰替運用利子15万円を新たに計上し、差し引き1,178万5,000円を減額するものであります。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では1,359万4,000円を追加補正するもので、内容は28節繰出金でありまして、国民健康保険事業特別会計繰出金として1,560万3,000円を追加、下水道事業特別会計繰出金として119万5,000円を減額、介護保険事業特別会計繰出金として81万4,000円を減額するものであります。

次に、3項基金費であります。1目畜産振興基金費では9万7,000円を減額。

2目財政調整基金費では、利子、一般寄附金を財源に30万3,000円を追加。

3目店舗近代化基金費は、1,000円を計上。

4目庁舎建設基金費は、利子、指定寄附金を財源に19万8,000円を計上。

43ページになります。5目減債基金費は、利子、庁舎建設基金等を財源に3億1,066万8,000円を計上いたします。

6目ふるさと創生基金費は、3万6,000円を計上。

7目地域振興基金費は、1万1,000円を計上。

8目まちづくり基金費4万5,000円を計上。

9目中山間水と土保全基金費は、2,000円を計上。

10目土地開発基金費ですけれども、200万9,000円を計上、これは宮下定住促進団地売払収入や利子を財源に200万9,000円を計上するものであります。

11目天北線代替輸送確保基金費では15万8,000円を計上をいたします。

12目農林業活性化基金費では3,000円を計上。

既定額に補正額2億1,084万1,000円追加して、歳出総額を43億1,784万1,000円とするものであります。

次に、歳入に移ります。8ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人では57万2,000円の減額で、現年度課税分として収納見込みをもとに128万4,000円の減額、一方滞納繰越分として71万2,000円を追加するものであります。

2項固定資産税、1目固定資産税では363万7,000円の追加であります。内訳は、現年度課税分として196万2,000円でありまして、これは償却資産の伸びであります。それと、滞納繰越分として167万5,000円をそれぞれ収入見込みをもとに追加するものであります。

2目国有資産所在市町村交付金は、現年度課税分として7万円追加するものであります。これは、郵政公社償却資産分であります。

3項軽自動車税では14万8,000円の追加で、軽自動車の増加によるものであります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税では952万4,000円の追加で、収入見込みをもとに追加するものであります。

9ページです。1目地方道路譲与税については、収入見込みをもとに6万8,000円の追加。

3款利子割交付金では、収入見込みに基づき26万3,000円減額するものです。

4款地方消費税交付金では、収入見込みに基づき115万9,000円を減額。

5款自動車取得税交付金では、収入見込みに基づき273万4,000円の減額。

7款地方特例交付金では78万8,000円の追加で、収入見込みに基づき追加するものであります。

10ページ、8款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定に基づき356万2,000円を追加するものであります。

2目特別交付税では4,037万9,000円の減額で、交付見込みに基づき減額するものであります。

9款交通安全対策特別交付金では32万9,000円の追加で、交付実績に基づき追加をするものであります。

10款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では180万6,000円の追加で、内容は中頓別保育所保育料負担金249万6,000円を追加、老人福祉施設入

所費負担金を69万円減額するものであります。

11款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料では156万6,000円の追加で、幼児クラブ保育料を99万円、児童クラブ指導料を57万6,000円、それぞれ追加するものであります。

3目衛生使用料では28万6,000円の減額で、内容は墓地使用料3万円、公衆浴場入浴料として25万6,000円をそれぞれ実績見込みに基づき減額するものであります。

11ページ、4目農業使用料では89万5,000円の追加で、弥生、神崎牧場の使用料を収入実績により追加するものであります。

5目土木使用料では318万9,000円の減額で、公営住宅使用料344万1,000円の減額、独身者住宅使用料で43万円の追加、特公賃住宅使用料で20万2,000円を減額、特公賃住宅車庫使用料で2万4,000円を追加するもので、減額、追加とも収入見込みをもとに補正するものであります。

6目教育使用料では34万7,000円の追加で、町民センター使用料を43万1,000円追加、青少年研修施設使用料16万4,000円を減額、小頓別地区多目的集会施設使用料8万円を追加、それぞれ収入見込みに基づき追加または減額するものであります。

12ページ、2項手数料、1目総務手数料では23万1,000円の追加で、地籍成果簿閲覧手数料等を収入見込みに基づき追加するものであります。

3目農業手数料では18万8,000円の追加で、現地目証明手数料1万7,000円、町営牧場捕獲手数料17万1,000円をそれぞれ収入見込みに基づき追加するものであります。

12款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では64万4,000円の減額で、内容は児童手当国庫負担金が80万9,000円の減額、老人福祉国庫負担金、措置費負担金を16万5,000円追加するものであります。

13ページになりますが、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、放課後児童対策事業補助金として77万9,000円の減額。

2目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置整備事業補助金で12万5,000円の減額。

3目労働費国庫補助金では、緊急地域雇用創出特別対策事業補助金、政策枠、一般枠、一般追加枠、中小企業枠合わせて45万9,000円の減額であります。

4目土木費国庫補助金では327万9,000円の追加で、内容は公営住宅家賃収入補助金24万6,000円を減額、公営住宅整備事業補助金として352万5,000円を追加するものであります。

5目教育費国庫補助金では19万9,000円の減額で、就学援助費補助金で19万9,000円の減額、13款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、土地利用規制対策事業負担金で1万4,000円減額。

14ページになります。2目民生費道負担金では109万3,000円の減額で、内容は児童手当道負担金27万2,000円を追加、中頓別保育所措置費等道負担金で144

万7,000円を減額、老人福祉道負担金、措置費負担金で8万2,000円追加するものであります。

2項道補助金、1目民生費道補助金では433万2,000円の減額で、内容は介護予防・生活支援事業補助金227万2,000円、保育所地域活動事業補助金、地域子育て支援センター事業で16万8,000円、重度心身障害者医療費給付事業補助金266万7,000円がそれぞれ減額、放課後児童対策費補助金で77万5,000円を計上するものであります。

3目農林業費補助金では949万4,000円の減額で、内容は農業委員会補助金3万2,000円の減額、15ページになります、造林事業補助金19万1,000円の減額、森林保護事業補助金8,000円の減額、林道開設事業補助金で各事業補助金精算により375万4,000円の減額、中山間地域等直接支払制度推進事業補助金で3万5,000円の減額、森林管理推進事業補助金で6万6,000円の減額、中山間地域等直接支払制度事業補助金で42万6,000円の減額、食料・環境基盤緊急確立対策事業補助金で329万円の減額、ふるさとの山づくり総合対策事業補助金で165万9,000円の減額、森林整備地域活動支援交付金制度補助金で3万3,000円の減額であります。

次に、4目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金は、収入見込みに基づき5万3,000円の減額とするものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、総務管理費委託金、徴税费事務委託金合わせて13万6,000円の減額であります。

17ページ、3目土木費委託金は、河川管理委託金、河川工事委託金合わせて20万5,000円の減額。

14款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入では43万5,000円の追加で、内容は各基金の利子を追加するものであります。

2目財産貸付収入では121万9,000円の追加で、内容は土地貸付収入で23万7,000円の減額、建物貸付収入では職員住宅、教員住宅合わせて137万円の追加、施設貸付収入では旧松音知教員住宅貸付料として8万6,000円を追加。

18ページ、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、宮下地区分譲地売り払いで200万6,000円を計上。

2目物品売払収入では、不用鉄骨売り払いで17万1,000円を計上。

3目生産物売払収入では、立木売払収入として69万3,000円を計上。

15款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では27万7,000円を計上。

指定寄附金では、庁舎建設寄附金で10万円、民生費寄附金で5万円、合わせて15万円を計上するところであります。

16款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、施設維持管理分、代替バス運営費分として85万6,000円を減額。

2目まちづくり基金繰入金では549万9,000円の減額。

19ページ、3目減債基金繰入金では319万6,000円を追加をいたします。減債基金繰入金の累計は1億9,087万5,000円となるものでございまして、実質的にこれによって一般会計の不足分を埋めているということになります。

4目農林業活性化基金繰入金では84万6,000円を減額。

5目庁舎建設基金繰入金では3億911万3,000円を追加。

6目店舗近代化基金繰入金では16万5,000円を計上。

次に、17款繰越金です。1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金として460万3,000円を追加、前年度繰越金は4,430万5,000円でありました。

18款諸収入、1項預金利子、1目預金利子では18万5,000円を減額。

2項貸付金元利収入、1目中小企業融資貸付金収入では、諸制度融資つなぎ資金100万円を減額。

20ページ、3項雑入、1目雑入では1,218万3,000円の追加で、内容は電話使用料以下、収入見込みに基づき追加、減額、さらには新たな計上をしているところがあります。

2目過年度収入では、平成15年度中頓別保育所運営費精算分として6万8,000円を新規に計上いたします。

19款町債、1項町債では7,610万円の減額で、1目辺地対策事業債から9目地域再生事業債までは地方債補正で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

22ページ、20款配当割交付金、1項、1目とも配当割交付金ですけれども、これは45万9,000円を新規に計上するものであります。

21款株式等譲渡所得割交付金、1項、1目とも株式等譲渡所得割交付金であります、新規に26万5,000円を計上するものであります。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりました。

ここで議場の時計で午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

8号議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、まず1点目の企画費の環境基本計画策定支援事業補助金、50万円減額ということになっておりますけれども、この50万が不必要であったという減額では私はないと。本来ならば十分このお金が使われて、環境基本計画策定に向けて

準備として経費としてかかったべき数字ではないかなと思いますので、その点についてまず1点お伺いします。

それから、5款の労働費の緊急地域雇用創出特別対策事業委託料の46万減額で、これは国庫支出金で補われるべきものであろうというふうに思うので、緊急雇用としてもっとこの事業を推進することができたならば、この46万という減額もなかったらうし、それに伴い国庫支出金を抑えるということもなかったのではないかなと思いますので、事業として十分にこの事業が活用されたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、3点目なのですが、6款の農林水産業費の4目有害鳥獣駆除対策費、これ丸々減額ということになっているのですけれども、過去において猟友会と町側との考え方の相違があって、なかなか猟友会の理解を得られなかったということがあって、その改善に努めるという答弁が以前にありましたけれども、丸々減額ということになりますと、まだ町側とそこら辺連携がうまくとれていないのかなというふうに私としては思えるのですけれども、その点きちっとしているのだけれども、費用として出なかったのか、また猟友会の協力が得られるような段階にまだ至っていないのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一点、小学校費の教育振興費の中で教師用指導書というのがあるのですけれども、これは当初予算になかったのが計上されたのかなというふうに思うのですけれども、教師用指導書というのはどっちがどう指導する書物なのか、先生が子供を指導するために必要とする書物なのか、先生が先生を指導するという、先生のあり方という点について指導する書物なのか。ただ、どちらにしても、もし私が言うどちらかの書物であるということであれば、本来は先生が自分で持つべき書物であらうというふうに思いますので、これを予算化して恐らく先生たちに配られたのかなというふうに思うのですけれども、この考え方についてお伺いしたい。

以上です。

○議長（石神忠信君） 小林参事。

○総務課参事（小林生吉君） 1点目の環境基本計画の関係についてお答え申し上げたいと思います。

さきの議会でご答弁申し上げたとおり、環境基本計画の策定作業そのものがおくれておりまして、本来16年度中に完了すべきところを17年度にまたがって作業をするというような状況になっております。それで、16年度については50万円で、残った50万円は17年度の当初予算の方に計上しておりまして、合わせて合計金額が100万円になるわけですが、その中で策定作業をやっていただくと、そういうような考え方で処理したものであります。

○議長（石神忠信君） 柴田参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 緊急雇用の関係でありますけれども、歳入の方でもご説明申し上げましたが、これは100%国から補助金をいただいて行う事業でありまして、

今回減額いたしましたのは、それぞれの事業で見積もり合わせ、入札等を行った結果の残金の部分の補助金と、それから歳出の方でそれぞれ減額しております。それから、活用されたかという部分につきましては、当然地域の雇用についてそれぞれ事業を実施してきましたので、担当課としては十分活用されたのだろうということで判断しております。

それから、有害鳥獣駆除対策費の全額減額でありますけれども、15年度の定例会においても柳澤議員さんの方から猟友会の部分で質問がありましたけれども、それ以降猟友会と何回かお話しさせていただきながら努力してきている最中でありまして、16年度の当初におきましてもクマ駆除のやり方含めて十分理解がまだ得られなかったために、クマ駆除の部分についてはそのような状況でまだ推移しているということでありまして、クマの部分以外ですけれども、その部分については町の方といたしまして、カラス、キツネ、シカ等なのですが、狩猟の免許を持っている方が農家から依頼されまして、町の方に駆除の申請を上げていただければ、それぞれ申請理由を判断いたしまして駆除してきている状況であります。ただ、町の方といたしましては広域的な被害が発生した段階で駆除をしていくということで、広域性についても十分議論されておりませんが、個々の部分ではそれぞれ個々の人たちに対応していただくような形で平成16年度は進めてまいりました。平成16年度は、カラスの駆除で許可を出したのが7件です。カラスの駆除頭数が70羽ということで、それぞれの農家さんが狩猟免許所持者に依頼して駆除してきた状況であります。そのような状況になっております。先ほど申し上げました猟友会の関係については、今後とも何とか理解を得られるように17年度に向けて取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 教師用教科書指導書の件でございますが、これは平成17年度に小学校の教科書が改訂されることに伴うものでございます。そして、これにつきましては17年度から始まるのでありますが、実際に6月、7月に教科書改訂委員会というのが開催されまして、それで新年度に新しく改訂になる教科書をどの教科書を使うかという協議がされまして、早目に発注をして先生のもとに届くのが学校始まる前ではなくて、3月にその資料が届いて、そして勉強したいということもありまして、年度内にその作業を行うということで従前新年度に予算計上していたところなのですが、3月に物が入るといって補正を上げさせていただきました。それと、あわせて、これはどういうものかということ、生徒に対して新しい教科書をどういうふうに指導するかという先生用の指導書でありまして、これは指導する一環で必要なものかと考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） まず、猟友会との方は、何とか方策を見つけて、要は一番大きいのはやっぱりクマだと思うので、特に家畜、時には人災みたいなことが起きてからでは問題が大きくなると思うので、特にクマに関しては早目に猟友会と連携をとれるように努めていただきたい。

それから、今の教科書の問題なのですけれども、教科書が変わって、子供たちに教えるために前もって勉強すると。それが当初予算ではなくて早目にとすることはわかるのですけれども、それはどうなのですか。教育委員会として、それを公費の中から、いわば税金で買って与えなければならないものなのか。私は、考えようによっては、それは教師の仕事上の必要なものであって、当然仕事上に必要なものは自分で買いなさいというふうに私は思うのですけれども、これは教育委員会として先生にあてがってやらなければならないものなのですか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 教科書が変わることによって、先生が独自に指導するものではございませんので、あくまでもその教科書に沿って指導することでありますから、やはり必要だと考えます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん、鳥獣の方はいいですか。

○4番（柳澤雅宏君） 努力しますって言うから、してもらおう。

○議長（石神忠信君） 今のいいですか。

○4番（柳澤雅宏君） 1年間様子見る。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 私もちっと内容を教えていただきたいのですが、28ページの4款3目環境衛生費の13節、この中でごみ収集業務委託料100万減額となっておりますけれども、この内容について教えていただきたい。

もう一点は、歳入の方で18ページ、14款3目生産物売払収入の中で立木売払収入69万3,000円となっておりますけれども、この件についても内容を説明していただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 環境衛生費のごみ収集業務委託料につきましては、中頓別町振興公社に委託している委託料の入札減の部分でございます。当初予算は3,350万円でございます、契約額が3,255万ということで100万円の減額ということでございます。

○議長（石神忠信君） 小林参事。

○総務課参事（小林生吉君） 立木につきましては、一つは大きいのは寿のさけ・ますふ化場が建ったところの町有林で、あそこ建設関係で立木の伐採を行っておりますので、これの補償ということで62万4,000円ぐらいです。あと、町有林の林道に関する部分が残った部分という内訳になっています。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） さけ・ますふ化場の町有林を伐採して、そこに林泉をつくったのですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（山本得恵君） そのこの部分の償却払い。すると、もう一点は、林道の伐開した部分の立木ですか。そうしますと、さけ・ますふ化場の林泉の売却は、個人というか、一般企業に売却したのですか。それをつくるためにさけ・ますふ化場の受注工事したのでなく、別に売却したのですか。

○議長（石神忠信君） 小林参事。

○総務課参事（小林生吉君） ふ化場を建設いたしました増殖協という組織がありまして、そちらの方に立木代金を補償していただいたということ。あと、実際に増協の方で森林組合に委託して伐採していたというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 歳入で11ページなのですけれども、5目土木使用料のうち公営住宅使用料なのですが、344万1,000円の減額となっています。かなり減額が大きいですけれども、これについての説明と、もう一点は以前に住宅料の未収金がかなりあるという報告があったのですけれども、未収金の回収の方はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 公営住宅使用料の減額が344万1,000円の大幅な減額になっているその理由は、細かな資料を持ち合わせていないので的確な答えになるかどうかわかりませんが、いずれにしても公営住宅そのものは収入に応じて家賃が決まるわけがあります。したがって、収入の変動による家賃というか、家賃収入が、使用料が減ったということになります。逆に、13ページに公営住宅家賃対策補助金というのがあります。352万5,000円を追加しているわけですが、それは逆にふえているということでもあります。

あと、大変おしかりを受けました公営住宅家賃、あるいはそのほかの土地の貸し付けですとかそういうものについては鋭意努力しております、それなりの努力の成果は上がっていると思いますが、今の段階でその割合等についてはお答えはできません。資料として持ち合わせていないので、後からお知らせをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 本多さん、後から資料を本多さんに提供することでよろしいですか。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 27ページですけれども、6目の重度心身障害者特別対策費ですけれども、重度心身障害者医療費500万円の減額となっていますが、不用額という説明だったのですけれども、医療費というのは身障者の方から請求があって支給されるという性格のものではないかと思うのです。それにしても500万円の減額は大きいと思うのですけれども、どんな状況でこういう大きな減額になったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 私の方からご説明します。

この重度心身障害者の医療費につきましては、医療費助成制度の改正、16年度から改正されまして、それで今までは重度心身障害者に対しては初診料のみの負担で、あと全額医療費として扶助費を出していたわけですがけれども、その改正に伴って本人が1割負担という形になったということと、その上限が入院外で1万2,000円、それから入院で4万2000円の本人負担という形になったことから、この500万という不用額が生じたということでございますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 歳出の41ページ、12款公債費の1目、この中で地方債償還元金3,704万が減額になっておりますけれども、これの内容をもうちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 実は昨年12月の第4回定例会において公有林にかかわって、今回公有林整備事業で起債の変更で起債を全額減額しておりますが、これは昨年の12月の4定で一番上の950万を除いて3,704万円というのを公債費において地方債償還元金で3,704万円を追加して計上させていただきました。しかし、前段言いました公有林整備事業において一定の条件のもとで起債できるということだったので、それができなくなりましたので、今回当初予定していた元金を全額減額するというものになったものです。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、5ページを見ていただきたいのですが、5ページの昭和56年以降公有林整備事業で当時から借りていたものがあるのですが、これを利率が高いということもあって一定の条件のもとでいわゆる借りかえをしようということで予定をしていて、借りかえをするためにそれまで未償還であった元金を、41ページの金額3,704万円を12月の4定で補正したと。ところが、これが一定の条件のもとで借り入れするはずだったのが借り入れできなくなりましたので、今回その3,704万円を減額させていただいたということになります。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○6番（藤田首健君） 先ほど柳澤さんが質問した有害鳥獣駆除対策ということで聞いたのですが、ちょっと私もひっかかりますので、追加質問といいますか、そんな感じでさせてもらうのですが、62万1,000円の予算を組んで一銭も使わなかったということは先ほど話聞いたのですが、ただそれだけの理由ではちょっと納得いかないというのが一つあります。それから、公共的な被害が出ない限りは云々ということなのだけれども、どこら辺に線を引いてそういうふうに解釈するのか、そこら辺聞かせてください。

○議長（石神忠信君） 柴田参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） ご説明いたします。

先ほど柳澤議員さんの質問にお答えいたしました。それで、詳しくお話ししませんでしたので、ちょっとご理解いただけない部分ありましたが、平成16年度の有害鳥獣の捕獲の方針といたしまして、考え方としまして、捕獲の申請そのものについては町が許可権者

でありまして、被害があった方から、特に道の許可基準と町の許可基準ありますけれども、町の方を通しながら道の許可基準については道の方に上げていくと、それから町の許可基準の部分については町が許可をします。大きくは、クマとシカについては道の許可基準でありまして、それ以外のカラス、キツネ等については町の許可で捕獲できる基準であります。町といたしましては、平成16年度の捕獲方針といたしまして予防捕獲という一つの前提に立ちまして、広域的に被害が起きた場合は経費を使って駆除していきましよう。それから、広域的でない場合、その判断基準がきちっと明確になっていない部分も先ほどお話ししましたけれども、ありますけれども、広域的でない場合については、特にクマ等を除いて話させていただきますと、広域でない部分については各農家さんが狩猟免許持っている方をお願いをして、狩猟免許の方が町に申請を上げていただいて、町が許可をしていくと。例えば農家の方でも狩猟免許持っている方は、そういう場合は本人がそれぞれ、被害者がそれぞれ申請を上げてくるという形になります。そういった形の中で平成16年度は取り組むということで進めてまいりました。先ほどクマの部分含めて猟友会との話がなかなか合意に至らなくて、委託契約ができていませんでした。特にクマの場合は緊急性がありますから、もし万が一出た場合は、委託契約の部分がありますけれども、猟友会にお願いしたりして即動いてもらうということは、これは当然のことではありますが、その部分については事前に、万が一何かあって危害の加わるおそれが非常に高く、そういう場合については動いていただくという話はしておりますし、ただ契約関係についてはいろんな今までの問題ありましてなかなか契約にこぎつけていけないという部分がありましたので、契約関係の委託料については使えなかったということでもあります。

捕獲の関係についても、そういった状況でありますからクマの捕獲が出てきませんので、報償費としての部分が支払いなしと。それから、広域捕獲の体制で16年から臨んできたものですから、農家さん個々に出ている被害の部分についてはそれぞれ農家さん個々で負担していただいたと、狩猟免許者にお金を払って負担していただいたので、その部分での公費は出なかったということで、有害鳥獣駆除の対策費は全額減額させていただくという内容であります。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 3点ほどお伺いしたいと思うのですが、26ページの一流の、中頓別づくり推進事業補助金、これは計上したけれども、ほとんど使われていないということはいろんな事業が行われなかったということかなというふうに理解するのですが、多分皆さんがよく承知していないか、そういったことで利用されていないのかなというふうに思うのです。それで、このことをできなかったことを踏まえて今後どうしていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、31ページ、21世紀北の森づくり推進事業補助金213万4,000円、結構大きな金額減額になっているのですけれども、この主な理由を

お伺いしたいということです。

それと、先ほど山本さんの質問の中でありました41ページのいわゆる借りかえの部分なのですが、これは条件がそろわなかったからそれができなかったということで、一回取り下げたということですよね。今後も条件が合わないということでやらないで、従来どおりの返済方法でいくということなのかどうなのか、その点お伺いしたい。

○議長（石神忠信君） 小林参事。

○総務課参事（小林生吉君） 1点目の一流の、中頓別づくり推進事業についてお答えしたいと思います。

この事業につきましては、町民の皆さんが積極的に地域づくりをやっていただくために、従来まちづくり基金、1億5,000万ほどの基金があって、その運用として充てていきたいという、まちづくり基金の事業だとか研修に充てていたものをこの事業に改めたものであります。1億5,000万のうち、1年間500万円を上限にしてさまざまな地域活性化の活動等について支援をしていきたいと。この中には企業化というような目的も含まれております。再三周知はしてはいたのですが、これらについても利用が16年度についてはなかったということでもあります。周知の仕方が足りなかったのか、あるいは現在の補助の仕組みに問題があるのか等々、いろいろ検証したいと思います。ただ、16年度も1件お問い合わせをいただいた事業がありまして、17年度に向かって事業化したいというような意向では聞いておりましたので、私どもの方でも十分にこのメニューがその目的に合致し切らないところがあったりしてはいたのですが、いずれにしてもせつかくある基金を有効に活用していくための対策について今後十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柴田参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 21世紀北の森づくり推進事業なのですが、これは民有林の造林事業に対して補助しているものであります。当初で面積30ヘクタール計画しておりましたが、実際行われたのが22.91ヘクタールということで、その面積分の減の補助金減の分であります。

それから、公有林の施業転換資金の借りかえ関係について今後どうするのかという話でありますけれども、先ほど安積総務課長の方からお話ありましたが、公有林の施業転換資金の借り入れ条件の部分で昨年の12月段階で取り組み方について庁内での協議をいたしました。それで、現在施業転換資金の借り入れの可能な範囲が相当少ないということで、当初見込んでいた部分を再調査してみますと、そういった認定できる面積が少なく、今の時点でやっても効果が余り上がらないということで、平成17年度に再度この借り入れについて作業を進めながら、林業施業計画等の変更計画が必要になってくるものですから、時間がかかるもので、それで平成17年度には何とか作業を進めながら有利な資金の借り入れに向けていくということで協議しております。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成16年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,703万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億9,734万7,000円とするものでございます。

事項別明細書5ページからご説明をいたします。なお、今回の主な補正につきましては、予算の精査に伴い不用額と見込まれる額の減額補正と財政調整基金として積み立てる額が主な内容であります。

1款知的障害者支援費、1項知的障害者支援費においては、同額の475万4,000円を減額し、2億7,550万3,000円とするものであります。

1目事務費においては419万8,000円を減額し、2億4,607万4,000円とするものであります。内容におきましては、1節報酬から18節備品購入費まで、先ほども申し上げました予算精査に伴い不用額と見込まれる額の減額であります。

3目訓練指導費におきましては55万6,000円を減額し、464万9,000円とするものであります。内容につきましては、歳入で生産物売払収入と受託事業収入の減に伴う歳出経費の減額であります。9節旅費から16節原材料費までを減額したものであります。

2 款諸支出金、1 項基金費においては2, 179万3, 000円を追加し、2, 179万4, 000円とするものであります。

1 施設整備基金費においては379万3, 000円を追加し、379万4, 000円とするものであります。内容は、25節の積立金におきまして施設整備基金積立金として379万3, 000円追加するものであります。

2 目財政調整基金費におきましては、1, 800万を計上するものであります。内容は、25節積立金において天北厚生園財政調整基金積立金として1, 800万を計上するものであります。

歳出総額で、1, 703万9, 000円を追加し、歳出総額を2億9, 734万7, 000円とするものであります。

続きまして、4 ページ、歳入についてご説明いたします。1 款施設訓練等支援費収入、1 目施設訓練等支援費収入におきましては、同額の372万8, 000円を追加し、2億3, 431万9, 000円とするものであります。内容は、現年度分支援費収入で372万8, 000円の追加であります。

3 款財産収入、1 目利子及び配当金におきましては、同額の8, 000円を追加し、9, 000円とするものであります。内容は、1 節で利子及び配当金で天北厚生園施設整備基金利子として8, 000円追加するものであります。

4 款寄附金、1 項寄附金におきましては、同額の378万4, 000円を追加し、472万5, 000円とするものであります。

2 目指定寄附金におきましては、378万4, 000円を追加するものであります。内容は、1 節指定寄附金において施設整備寄附金として374万9, 000円の追加であります。なお、詳細につきましては、退園者個人が2名で110万円、父母会から264万9, 000円で374万9, 000円、さらにふれあいフェスタの父兄会が取り組んだ売上金、これが収入として3万5, 000円になりまして、合計で378万4, 000円の追加であります。

5 款繰越金、1 目繰越金では、同額の1, 007万5, 000円の追加であります。前年度繰越金として1, 007万5, 000円を追加したところであります。

6 款諸収入におきましては55万6, 000円を減額し、750万8, 000円とするものであります。

1 項雑入、1 目雑入におきましては、52万9, 000円を減額したものであります。内容は、1 節の生産物売払収入による減であり、52万9, 000円の減額であります。

2 項受託事業収入、1 目清掃業務受託事業収入においては2万7, 000円を減額し、134万4, 000円とするものであります。内容は、1 節の清掃業務受託事業収入において一部業務の減に伴った2万7, 000円を減額したところであります。

歳入総額、1, 703万9, 000円を追加し、歳入総額を2億9, 734万7, 000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 日程第23、議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 内容の説明の前に、大変申しわけなかったのですが、6ページと7ページが修正前の書類が、実は間違っていて印刷してしまいまして、役場側の方は直っているのですが、議員さんたちの方については発送に間に合わなかったために、今局長の方からお配りされていると思いますが、6ページ、7ページについて差しかえをお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

それでは、ご説明をさせていただきます。議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,624万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,623万9,000円とするものがございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。6ページをお開きください。差しかえ部分でございます。総務費でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、共同電算処理委託料ということで件数の増加で2万5,000円ほど追加をさ

せていただいています。

2項運営協議会費、1目運営協議会費につきましては、精査の上、旅費等の減額を図っております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、677万7,000円の追加補正となっております。これにつきましては、一般被保険者分の療養費が伸びているということでございますが、当初大体月額840万円ほど見ていたのでございますが、現在月額約890万円ほどかかっている状態で、677万7,000円ほど追加をさせていただくものでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましても830万1,000円の追加でございますが、これにつきましても同様に療養費等が伸びてございまして、当初月額約313万程度で見ていたものが現在月額382万円ほどかかっている状態でございます。したがって、830万1,000円ほど追加で補正をお願いしたいということでございます。

5目の審査支払手数料につきましては、審査件数の増ということで2万円の追加とさせていただきます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、38万3,000円の追加となっておりますが、これも当初では101万程度月額を見ていたわけなのですが、現在大体104万円程度かかっている状況でございます。

次に、3款の老人保健拠出金につきましては1,000円の追加でございますが、これは精査の上1,000円だけ追加をさせていただいたということでございます。

次に、5款の共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費、この次の共同事業医療費というところを削除してください。済みません。この目の名称につきましては、高額医療費拠出金でございます。大変申しわけありません。既定額410万1,000円のところ、151万5,000円の追加でございますが、これは当初、支払いが第1期から第4期あるのですが、第4期分が変動する見込みがあるということで、当初第1期分から第3期分まで予算を計上させていただいていました。今回は4期目分を追加させていただくものでございます。既定額410万1,000円のところ、151万5,000円を追加して561万6,000円とするものでございます。

7款の諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、既定額500万円のところ、74万円を減額するものでございます。内容につきましては、病院に対する繰出金でございまして、レセプト電算処理システム整備費繰出金ということでございますが、医療システム分で300万円、それからレセプト電算分で126万円ということで、合計で426万円で、当初500万円の予算計上でしたので、ここで74万円を減額させていただくものでございます。

それで、歳出合計2億5,999万8,000円のところ、1,624万1,000円を追加し、2億7,623万9,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。4ページをお開きください。1款国民健康保

険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては68万円の追加でございますが、現在の見込みで68万円を追加するものでございます。

それから、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、見込みで13万8,000円ほど減額をさせていただいているところでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては692万2,000円の追加でございますが、これにつきましても医療費の増による国庫負担金の増ということでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては3,109万円の減額でございますが、内容につきましては普通調整交付金で3,035万円の減額、それから直診病院レセプト電算処理システム整備交付金ということで、歳出の方でもご説明しましたが、74万円の減額、合わせて3,109万円の減額ということでございます。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金につきましては843万9,000円の増額でございますが、退職被保険者等の療養給付費交付金でございますが、これも医療費の増による伸びということで追加をしてございます。

それから、5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金につきましては、930万3,000円の増額で、合計で1,060万3,000円となっておりますが、これにつきましては一般分の高額療養費、高額療養にかかられている方が非常に多くなってきているということで930万3,000円の追加で、これは決定を受けております。

6款の財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、既定額1,000円のところ、17万8,000円の追加でございますが、これにつきましては社会保険の診療報酬支払基金に町として出資金を出していたのですが、この制度は保険者が医療費等の支払いが困難になったときに基金の方から立てかえ払いができるというような、そういう制度がございまして、その制度に各市町村が積み立てをしていたわけなのですが、出資金を出していたわけなのですが、現実に保険者の立てかえ払いをする実績がないことで、この制度そのものが廃止になりましたので、今回当町が出資している金額についてお返しいただくものでございます。

それから、7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、前年度繰越金630万5,000円を充当するものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額1,943万7,000円のところ、一般会計から1,560万3,000円を繰り入れして充当させていただくものでございます。

10款連合会支出金、1項連合会支出金、1目連合会支出金につきましては、3万9,000円ほど今回計上させていただくものですが、これにつきましては450万円を超えて高額療養した者が1名ほどございまして、その分に対する交付金でございます。

歳入合計2億5,999万8,000円のところ、1,624万1,000円を追加し、

2億7,623万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、高井病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、総則といたしまして、平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額から37万3,000円を減額して1億2,105万2,000円、支出について既決予定額に73万5,000円を追加して1億3,326万5,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額1,221万3,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

第3条、他会計からの補助金、一般会計補助金の既決予定額に36万7,000円を追加して1億3,171万2,000円とするものであります。

内容についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。支出につきましては、1款資本的支出、2項建設改良費、2目固定資産購入費とも既定額に73万5,000円を追加するものでございます。機械備品のドライレーザーイメジャーにつきましては、平

成2年に購入いたしましたレントゲン撮影フィルムをプリントアウトする機械でありますけれども、修理不能の故障のため購入するものでございます。

収入につきましては、1款資本的収入、1項出資金とも37万3,000円の減額であります。1目一般会計出資金につきましては36万7,000円の追加で、ドライレーザーイメージャー購入費73万5,000円の2分の1を一般会計負担分として繰り入れするものであります。

2目他会計出資金につきましては74万円を減額するものでありますが、これは当初予算に計上いたしました医事用コンピューター購入事業に係る国庫補助金の確定によるものであります。このことにつきましては、先ほど国保会計の方でご説明をさせていただいたものと同様でございます。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 日程第25、議案第12号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、尾本産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第12号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ226万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,819万8,000

円とするものでございます。

今回の補正につきましては、不用額の精査でございます。

それでは、5ページの事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。1款水道費、1目一般管理費では53万円の減額でございまして、3節職員手当等、4節共済費合わせて53万円の減額補正でございます。

2目財産管理費では、7節賃金から16節原材料費までの173万7,000円の不用額の減額でございますが、13節委託料につきましては漏水調査を職員で行ったことにより委託料がかからなかったことによる減額でございます。

歳出合計、既定額から226万7,000円を減額いたしまして、歳出合計1億9,819万8,000円とするものでございます。

次に、4ページの歳入についてご説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1目水道使用料では、現年度で226万7,000円を減額するものでございます。

歳入合計、既定額から226万7,000円を減額いたしまして、歳入合計1億9,819万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 1点お尋ねします。5ページの2目13節、漏水管理調査委託費で職員が行った利益として100万を減額できたと今言ったのですね。そうしますと、今後も職員でこういう漏水調査はできるのですか。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 漏水調査した場合に即判明できれば職員で対応できますけれども、調査してもなかなか場所が特定できないということのみ委託にかけて調査をしてもらって、早急に修繕をするような形を従前からとっておりますので、今後もその方法で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 議案第13号 平成16年度中頓別下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、尾本産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第13号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,506万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、執行残による減額と下水道使用料改定による料金収入の増に伴う一般会計からの繰入金の減額分を補正するものでございます。

5ページの事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。1款下水道費、1目一般管理費では、3節職員手当等、4節共済費、職員人件費に係る不用額の減額でございまして、総額31万5,000円を減額するものでございます。

歳出合計、既定額から31万5,000円を減額いたしまして、歳出総額1億4,506万2,000円とするものでございます。

次、4ページの歳入についてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金では、1目下水道分担金でございます。18万円の追加でございます。これにつきましては、宮下定住団地分譲分、3戸分の計上でございます。

2款使用料及び手数料では、1目下水道使用料、現年度分として70万円の追加。

3款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、119万5,000円を減額するものでございます。

歳入合計、既定額から31万5,000円を減額いたしまして、歳入合計1億4,506万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(石神忠信君) 日程第27、議案第14号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第14号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいただきます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 議案第14号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ654万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,733万5,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細書からご説明させていただきます。2款 保険給付費につきましては、651万6,000円の減額補正し、1億7,949万8,000円とするものでございます。

1項介護サービス等諸費については305万1,000円の減額補正で、1目居宅介護サービス等給付費では372万2,000円の追加補正。

それから、2目の施設介護サービス給付費では720万の減額補正。

それから、5目の居宅介護サービス計画給付費につきましては、42万7,000円の追加補正をするものでございます。これは、歳出の状況に合わせて精査したものでございます。

次に、2項支援サービス等諸費につきましては、340万の減額補正し、363万6,000円とするものでございます。

1目居宅介護サービス給付費では260万の減額。

4目居宅支援サービス計画給付費では80万円の減額補正をするものでございます。

3項のその他諸費につきましては、審査支払手数料で6万5,000円の減額補正し、14万円とするものでございます。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、それぞれ既定額から同額の297万5,000円を減額をし、補正をするものでございます。これにつきましては、内容につきましては25節の積立金で介護給付費準備基金積立金利息で2,000円の追加、それから介護給付費準備基金積立金で297万7,000円の減額をするものでございます。この297万7,000円の減額につきましては、介護給付費国庫負担金平成15年度分の返還金を平成16年度の介護給付費で相殺するというを道の方から連絡がありまして、その分を基金積立金に含めて補正をいたしましたけれども、平成16年度で相殺をされないで、今回返還通知があったため、積立金を減額し、今回支払うものでございます。

次に、5款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金につきましては、既定額に同額の294万3,000円を追加補正し、527万9,000円とするものでございます。

1目第1号被保険者還付加算金では、既定額に3万4,000円を減額補正し、6万6,000円とするものでございます。

次に、2目の償還金につきましては、既定額に297万7,000円を追加するもので、521万3,000円とするものでございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、基金積立金でご説明しましたように23節の償還金利子及び割引料で介護給付費国庫負担金平成15年度返還金をここで追加補正するものでございます。

歳出の合計が既定額2億388万3,000円に対し654万8,000円の減額補正し、1億9,733万5,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、既定額に同額の99万5,000円を減額補正し、2,754万3,000円とするものでございます。2節の現年度分普通徴収保険料では103万1,000円の減額、それから3節の滞納繰越では3万6,000円の増額となっております。この3万6,000円につきましては、1件まだ未納ということになっております。そういうことで3万6,000円を追加補正をさせていただいております。

次に、2款の支払基金交付金、それから1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金につきましては、既定額にそれぞれ208万5,000円の減額補正し、5,743万9,000円とするものでございます。これにつきましては、現年度分の介護給付費交付金の標準給付費の精算によるものでございます。

次に、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、既定額に同額の130万3,000円を減額補正し、3,589万9,000円とするものでございます。内容としましては、介護給付費の負担金で標準給付費の精算によるものでございます。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、既定額に53万8,000円を減額補正し、1,480万8,000円とするもので、これにつきましても財政調整交付金の標準給付費の精算によるものでございます。

次に、4款の道支出金、1項の道負担金、1目の介護給付費負担金につきましても、既定額に同額の81万4,000円を減額補正し、2,243万7,000円とするもので、これにつきましても介護給付費道負担金の標準給付費の精算による減額でございます。

次に、5款の財産収入、1項の財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、既定額に1,000円の追加補正し、2,000円とするもので、ここにつきましても介護給付費の準備基金の利息の1,000円を追加するものでございます。

次に、6款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金につきましては、既定額に81万4,000円を減額補正し、2,243万7,000円とするもので、これにつきましても介護給付費の標準給付費の精算による減額でございます。

歳入合計で、既定額2億388万3,000円に対し654万8,000円を減額補正し、1億9,733万5,000円とするものでございます。

歳入歳出のバランスをとらせていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 5ページの歳出の2款2目19節、施設介護サービス給付費720万減額となっておりますけれども、これの内容の説明をお願いしたい。

もう一点、6ページ、5款の諸支出金、23節、介護給付費国庫負担金平成15年度分返還金297万7,000円追加になっておりますけれども、この15年度分の償還金というのは当初予算に計上しないで、どういう関係で今補正で計上しているのか、お願いします。

○議長（石神忠信君） 竹内参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） まず、1点目の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目の施設介護サービス給付費の720万の減額につきましては、当初1億5,900万円の予算を組んでおりましたけれども、施設介護サービス給付費の減額ということで、この中身ですけれども、施設介護給付費では入所している人たちの中身がいろいろ変わってくるわけですけれども、現在延べで450件利用しておりますけれども、予算を組んでいた金額よりも実際的には利用されていなかったということで、その分居宅介護サービスの給付費の方で逆に伸びてきているということでございます。そういうことでご理解をしていただきたいと思います。

それと、もう一点の2目償還金、23節の償還金利子及び割引料の297万7,000円につきましては、これは介護給付費国庫負担金、このほかに返還をしなければならないものが介護給付費交付金、それから介護給付費負担金、これが道負担金なのですけれども、

全部で3点あるのですけれども、この支出、基金、交付金、その介護給付費交付金と道負担金の介護給付費負担金、これにつきましては確定した段階で補正で毎年組んでおります。それと同時に、国庫負担金の今回の介護給付費負担金につきましても支出金額が確定した段階で補正予算を組んで、それで返還をしていたわけですが、今回この国庫負担金の介護給付費負担金、これにつきましては道の方からの指示で16年度の負担金の中で相殺しますからということで、補正の段階で金額はわかっていたのですけれども、補正を組まなかったということでございます。今回相殺をしなかったので、返還してくださいということの通知が入りまして、急遽297万7,000円追加補正をさせていただいているということでございます。この分につきましては、先ほど言いましたように歳入の方の基金の積立金の方で取り崩しを行って、こちらの方で支払いをするということでございます。

以上でご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 山本さん、いいですか。

○3番（山本得恵君） はい。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 4ページの歳入の1款保険料のところなのですけれども、現年度分普通徴収保険料、これが103万1,000円減額となっていますけれども、普通徴収は、件数といいますか、人数にしたらそれほど多くはないと思うのですけれども、少ない件数で100万の減額というのはちょっと多いのかなと思ひまして、そのあたりの事情を伺いたいと思います。

それから、もう一点、滞納繰り越しですけれども、3万6,000円でしたか、このぐらいの金額の滞納繰り越しがずっと続いているように思います。今件数は1件というご説明があったのですけれども、もし同じ方だとすれば、長い間にわたって滞納が続けば、いざ介護保険サービスを利用しようというときに原則であれば1割負担のところ全額自己負担、その後9割ですか、戻ってくるという、そういう厳しいことになってしまうかと思うのですけれども、もしそういうふうなことに該当する方が出てきたとすれば、町としては原則どおりにそういうふうにやりますという、そういう姿勢なのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） まず、1点目の現年度分の普通徴収の保険料の関係ですけれども、これにつきましては今正確な数字は持っておりませんが、480名ほどの保険料でございます。それで、実際的には103万1,000円の減額でございますけれども、当初歳入と歳出のバランスをとるためにこの部分で一時数字を動かしていたということで、今回きちっと確定といいますか、ある程度の数字が固まった時点でここで精算をしたということでございます。

それと、今の滞納繰り越しにつきましては、去年の1件の滞納繰り越しと同

じ方でございます。それで、実はこの方はもう町外に転出しております。それで、奥さんはまだ中頓別町におりますので、この方からお金を3万6,000円をいただくということの確約はとっております。それで、まだ入ってきてはおりませんけれども、そういうことでその1件だけが問題でございましたけれども、今後そういうことのないようにできるだけ早目から対応していきたいなということで考えておりますけれども、いかんせん本人の支払いの能力の関係ですから、ここでどういうふうにするかということに対してはその都度その状況を見ながら対応をしていきたいなということで考えております。そういうことで、17年度については早目早目に状況を把握しながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 竹内参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 済みません。間違えました。

先ほど480名ほどと言いましたのは、普通徴収でなくて特別徴収でございました。そういうことで、普通徴収につきましては88名でございました。どうも失礼しました。

○議長(石神忠信君) 本多さん。

○5番(本多夕紀江君) 今のことに関連してなのですけれども、1件の滞納の方ですけれども、私が心配したのは滞納を解消するべきだとかそういうことではなくて、滞納が続いている方は介護保険受けるときに大変なことになるのではないかとということで心配したのですけれども、今町内にいらっしゃらないということですので、直接心配するに当たらないかと思えます。

それから、普通徴収の方ですけれども、88名の中には中途退職者という方もいらっしゃるかもしれませんけれども、それでも年金額がかなり低い高齢者の方が多いなということで改めて厳しさを感じました。480名って最初聞いたときには本当に恐ろしいことだと思ったのですけれども、88名でまだよかったと思えます。

○議長(石神忠信君) 竹内参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 最初の滞納者の関係なのですけれども、説得に行きましたときに、2年間滞納をするとどういう形に、ということは介護保険給付を受けることはできなくなるだとか、そういうことを説明をしております。ですから、本人は重々その内容はわかっているだろうとは考えておりますけれども、今その方は町外の方に住んでおられるけれども、町外の方でもそういう状況になれば、またその人は介護保険を受けることができなくなるということで、電話でもその方にその話はしております。そういうことでご了承をお願いしたいと思います。

○議長(石神忠信君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長(石神忠信君) 日程第28、議案第24号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第24号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、自動車学校浅野校長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 浅野自動車学校長。

○自動車学校長(浅野 豊君) 議案第24号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額に16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,399万8,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額に16万5,000円を追加し、4,399万8,000円とするものであります。

1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容といたしましては、4節の共済費16万5,000円追加です。これは、前回補正で計算ミスにより不足が生じてしまったことによるものでございます。

したがって、歳出合計、既定額に16万5,000円を追加し、4,399万8,000円とするものであります。

続きまして、3ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額に16万3,000円を追加し、4,165万円とするものであります。

1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。1節自動車学校授業料で、普通車1名増、それから大型特殊車1名減とし、16万3,000円の追加です。

3款諸収入、既定額に2,000円追加し、169万7,000円とするものでございます。

1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容は、仮免許申請料1,000円追加、SDカード交付料1,000円追加、これは普通車1名増によるものでございます。

歳入合計、既定額に16万5,000円を追加し、4,399万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、発議第1号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 発議第1号。

平成17年3月4日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、柳澤雅宏。賛成者、石井雄一。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書（案）

現在、政府は2000年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の3月に策定される新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」（中間まとめ）では、①担い手政策のあり方、②品目横断的政策等の経営安定対策の確立、③農地制度のあり方、④農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていません。

これまでの、規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要です。

私たちは、基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考えます。

したがって、政府においては、下記の施策についてその早期実現を図られますよう強く要望します。

記

1. 食料自給率について

この5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。

2. 担い手のあり方について

①政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。

②認定農業者以外の農業者にも生産意欲をもてるよう施策を講じること。

3. 新たな経営安定対策（品目横断的政策等）について。

新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。

4. 農地制度のあり方

①土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。

②構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

5. 農業環境・資源保全政策の確立

①担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。

②環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

③現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年3月4日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 「食料・

農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、発議第2号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 発議第2号。

平成17年3月4日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、柳澤雅宏。賛成者、村山義明。

所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書（案）

政府税制調査会は11月25日、定率減税の廃止などの必要性に言及した2005年度の税制改正答申を小泉首相に提出した。最大の焦点であった定率減税は、2005年度から段階的に実施し、2006年度までに廃止すべきとしている。

定率減税は所得税（国税）と住民税（地方税）を軽減するもので、1999年に恒久減税として、小渕内閣の景気対策の柱として導入された。年間減税規模は両税合わせて約3兆3千億円になる。

定率減税が完全に廃止されると、廃止の影響の大きい中低所得者世帯では、所得税・住民税の税額が2倍強も上乘せされ、年収500万円の家族4人・専業主婦の世帯では、3万5千円の増税、年収1千万円の夫婦と子供2人の世帯では、年間約18万円の増税となる。

勤労者の可処分所得も、定率減税を導入した当時から約1割減少したままである。

そして、今後は、配偶者特別控除の一部廃止、年金課税強化、年金保険料・雇用保険料の引き上げ等国民負担増が続く。政府税制調査会は、現在の経済状況が99年ごろに比べて著しく好転したことを廃止の理由に挙げているが、景気動向は不透明な状況にある。

景気の持続的な回復には個人消費の回復が不可欠であり、いま、定率減税を縮減・廃止すべきでないことは明白である。

国の財政再建のために増税策によって、肝心の経済がおかしくなるようなことがあってはならない。

よって、国においては、所得税等の定率減税の縮減・廃止を行わないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年3月4日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第31、発議第3号 職業紹介業務の民間開放に反対する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 発議第3号。

平成17年3月4日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、柳澤雅宏。賛成者、村山義明。

職業紹介業務の民間開放に反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

職業紹介業務の民間開放に反対する意見書（案）

政府の規制改革・民間開放推進会議（宮内義彦議長）は、平成16年12月24日、「規制改革・民間開放の推進に関わる第1次答申」を決定・公表し、官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」を進めるべきとしました。

その一環として、ハローワーク（公共職業安定所）に関わる「市場化テスト」の導入を掲げています。

職業安定行政は、労働者が失業した場合の失業給付を行うほか、職業紹介事業を通じて勤労国民のセーフティネットとしての役割を果たしてきました。

それは、憲法第27条で勤労権の保障がうたわれ、ILO第88号条約において「国の機関の指揮監督の下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければなら

い」と要請されているからです。

これにより求職者は都市部も含め過疎地等においても必要な職業紹介サービスを受けることができ、勤労権の保障等が担保されています。加えて、国が行う必要のある失業等給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行うことで制度の実効性が保たれており、国として職業紹介を行う必要性があります。

これらの事業を民間に委ねた場合、失業の認定にあたっての公平・適正さが確保されるのか、経営が成り立たない地方や過疎地などに民間は参入せず放置され、障害者や高齢者らが切り捨てられる等の懸念があり、職業紹介サービスをすべての勤労国民に提供するうえで支障をきたす恐れがあります。

よって、本議会では政府に対し、職業紹介の民間開放を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年3月4日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、規制改革・民間開放推進会議議長。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 職業紹介業務の民間開放に反対する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第32、請願第1号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である石井さんの説明を求めます。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

○7番（石井雄一君） 請願第1号。

受付番号第1号。

受理年月日、平成17年2月18日。

所属委員会、産業建設常任委員会。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願書。

請願団体、枝幸郡中頓別町字中頓別23番地の2、中頓別町農業協同組合代表理事組合長、栗野茂。

紹介議員、枝幸郡中頓別町字豊平106の14、中頓別町議会議員、石井雄一。同じく、枝幸郡中頓別町字秋田、中頓別町議会議員、星川三喜男。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願書

○請願の理由

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用し、積極的に新たな技術導入や規模拡大を図り、生産性の高い農業を実現し、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

しかしながら、WTO農業交渉やFTA交渉など国際化の進展が不可避の情勢であり、意欲ある担い手の育成・確保はもとより、畜産環境対策の一層の推進など解決が必要な課題が山積しております。

また、我が国で初めて発生したBSEを契機に消費者の「食」に対する関心が高まり、生産者といたしましても、生産履歴の記帳やトレーサビリティへの対応など安全・安心な食料生産に向けた取り組みをさらに展開していく必要があります。

つきましては、現在検討がなされている「新たな食料・農業・農村基本計画」における自給率目標の適切な設定や、「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・牛肉の生産目標数量など、生産者が安心して営農に取り組み、経営の安定と所得の確保が図れるための総合的な支援施策を構築推進されるよう、下記の趣旨を踏まえた意見書を提出していただきたく請願するものであります。

記

<請願の趣旨>

(1) 我が国の酪農・畜産の将来方向を明示するとともに、担い手が安心かつ意欲を持って営農に取り組めるような施策を講じること。

(2) 家畜排せつ物法遵守に向けた畜産環境対策を積極的に進めること。

(3) 土地基盤に立脚した酪農畜産対策を推進すること。

(4) 加工原料乳生産者補給金単価については、現行ルールを基本に適切に決定すること。

また、限度数量については、需給動向などを踏まえ適切に決定すること。

(5) 生乳需給の状況を踏まえ、生乳需給の改善に向けた支援を行うこと。

(6) 担い手、新規就農者への支援対策、営農サポート組織への支援対策など、酪農生産基盤の維持強化対策を進めること。

(7) 肉用牛・養豚生産基盤の強化対策を推進すること。

(8) 海外悪性家畜伝染病に対する防疫対策を強化し、侵入防止に万全を期すこと。

(9) BSE全頭検査の継続、牛せき柱処理体制の整備、畜産リサイクルの再構築など、BSE関連対策を行うこと。

(10) トレーサビリティの推進、食品表示の適正化など、食の安全・安心対策を推進すること

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしましたけれども、日程第14で議案第1号として採決いただきました議案につきまして若干間違いがあります。それで、今議会中には直せませんので、次期議会において条例改正になりますので、一応ご承知おきをお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時04分）